

霧島市都市公園条例の一部改正について

霧島市都市公園条例の一部を次のように改正する。

平成25年2月18日 提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市都市公園条例の一部を改正する条例

霧島市都市公園条例（平成17年霧島市条例第272号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の管理」を「の設置及び管理」に改め、「事項等を」の次に「定めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。）第13条第1項の規定に基づき、都市公園移動等円滑化基準について」を加え、同条の次に次の6条を加える。

（公園の配置基準）

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

（市民1人当たりの公園の敷地面積の標準）

第1条の3 市の区域内に設置する公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（公園の配置及び規模の基準）

第1条の4 市が次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じて市における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住

する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の5 法第4条第1項本文(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の設置基準の特例)

第1条の6 公園についての都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書(法第33条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 公園について令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 公園について令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 公園について令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける公園の敷地

面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準)

第1条の7 移動等円滑化法第13条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設(移動等円滑化法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。)を設置する場合には、これによらないことができる。

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等(移動等円滑化法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。)が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「移動等円滑化令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、別表第1に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、別表第2に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、別表第3に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (4) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同号中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場又は野外音楽堂は、別表第4に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)として、別表第5に掲げる基準に適合するものを設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- (7) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、別表第6に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場又は手洗場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。
- (9) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識は、

別表第7に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (10) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板について準用する。
- (11) 前各号の規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第1号の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

第2条の2各号列記以外の部分中「若しくは」を「又は」に改め、同条第1号ア中「4月1日から9月30日まで」を「(4月1日から9月30日まで)」に、「10月1日から翌年の3月31日まで」を「(10月1日から翌年の3月31日まで)」に改め、同号イ中「ただし」の前に「とする。」を加える。

第2条の4第5号中「前4号」を「前各号」に改める。

第3条第1項中「行為の場所、公園施設（法第2条第2項の公園施設をいう。以下同じ。）又は」を「行為を行う場所又は公園施設（法第2条第2項の公園施設をいう。以下同じ。）、「に改める。

第8条第1項中「別表第1」を「別表第8」に改める。

第12条及び第12条の2第2項中「別表第2」を「別表第9」に改める。

第15条第2項中「持って」を「もって」に、「1箇月」を「1か月」に改め、同条第3項中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第4項及び第5項中「別表第2」を「別表第9」に改める。

第18条中「第23条第3項」を「第34条第3項」に改める。

第20条第1号中「同条第1項各号」を「第3条第1項各号」に改め、同条第2号中「同条各号」を「第6条各号」に改める。

別表第2中「(第12条関係)」を「(第12条、第12条の2関係)」に改め、同表を別表第9とし、別表第1を別表第8とし、附則の次に次の7表を加える。

別表第1（第1条の7関係）

○園路及び広場の設置基準

- | |
|---|
| <p>1 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。(2) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。(3) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。(4) (5)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 |
|---|

と。

- (5) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。
- 2 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。
 - (2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - (4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - (5) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
 - (6) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - 3 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - (2) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - (3) 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - (4) 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - (5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
 - (6) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
 - 4 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
 - 5 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
 - (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
 - (3) 横断勾配は、設けないこと。
 - (4) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - (5) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
 - (6) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - (7) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- 6 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、移動等円滑化令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び移動等円滑化令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- 7 第1条の7第2号から第8号までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

別表第2（第1条の7関係）

○屋根付広場の設置基準

- 1 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
 - (2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- 2 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

別表第3（第1条の7関係）

○休憩所の設置基準

- 1 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

- (2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (4) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- 2 カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- 3 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- 4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、別表第6の4から8までの基準に適合するものであること。

別表第4（第1条の7関係）

○野外劇場及び野外音楽堂の設置基準

- 1 出入口は、別表第2の1の基準に適合するものであること。
- 2 出入口と下記3の車椅子使用者用観覧スペース及び下記4の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。
 - (2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - (4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - (5) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
 - (6) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - (7) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- 3 当該野外劇場又は野外音楽堂の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分

の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、別表第6の4から8までの基準に適合するものであること。

5 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

別表第5（第1条の7関係）

○駐車場の設置基準

1 駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

別表第6（第1条の7関係）

○便所の設置基準

1 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

2 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

3 上記2の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

4 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、上記1から上記3までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- 5 上記4の(1)の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。
- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
- イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
- オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ㉠ 幅は、80センチメートル以上とすること。
- ㉡ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- 6 上記4の(1)の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。
- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
- (3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
- (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。
- 7 上記5の(1)のア及びオ並びに(2)の規定は、上記6の便房について準用する。
- 8 上記5の(1)のアからウまで及びオ並びに(2)並びに上記6の(2)から(4)までの規定は、上記4の(2)の便所について準用する。この場合において、上記6の(2)中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

別表第7（第1条の7関係）

○標識の設置基準

- 1 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- 2 当該標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により、都市公園法（昭和31年法律第79号）で規定されていた都市公園及び公園施設の設置基準並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）で規定されていた高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の向上が特に必要な公園施設の設置基準について、地方公共団体の条例により政令等で定める基準を参酌して定めることとされたこと等に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。